

平成30年度から国民健康保険の制度が変わります (H30.4/1~)

国民健康保険(国保)は、それぞれの市町村が保険者となって運営しています。小規模な保険者が多く、保険財政が不安定な市町村も少なくありません。

こうしたなかで、新たに都道府県が保険者に加わり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営において中心的な役割を都道府県が担い、制度を安定化させることになりました。

市町村は引き続き、地域住民と身近な関係のなか、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業などの地域におけるきめ細やかな事業を担っていきます。

改革後の国保の運営にかかる都道府県と市町村それぞれの役割

改革の方向性		
【1】 運営のあり方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などの国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
【2】 財政運営	財政運営の責任主体 <ul style="list-style-type: none"> ●市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ●財政安定化基金の設置・運営 	国保事業費納付金を都道府県に納付
【3】 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※【4】と【5】も同様	地域住民と身近な関係のなか、資格を管理 (被保険者証などの発行)
【4】 保険税の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法などにより、市町村ごとの標準保険税率を算定・公表	<ul style="list-style-type: none"> ●標準保険税率などを参考に保険税率を決定 ●個々の事情に応じた賦課・徴収
【5】 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ●給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ●市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険給付の決定 ●個々の事情に応じた窓口負担減免など
【6】 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施(データヘルス事業など)

(厚生労働省資料より)



Q.1 今、国民健康保険を使っていますが、改めて手続きをする必要がありますか？

A.1 制度改正にともなう手続きは不要です。就職や退職、住所変更などのように、国民健康保険の加入状況に変更がある時は、従来どおり高浜市役所で手続きをお願いします。

Q.2 保険税はどうなるの？

A.2 高浜市が税額を決定のうえ、通知書を送付、国民健康保険税の徴収を行います。

Q.3 国民健康保険を利用するうえで、何が変わるの？

A.3 平成30年7月をめぐりに、保険証などの様式が一部変更になりますが、医療機関などの窓口での取り扱いに変更はありません。保険証などは、有効期限まで今までのものを継続して利用できます。有効期限にあわせて、順次、新しい様式に変更していきます。

問合せ先 国市民窓口グループ 国民健康保険担当 ☎52-1111 (内線219・261)